

【件名】新型コロナウイルス感染症（隔離地域の一部解除及び追加）

【ポイント】

- 現在隔離地域に指定されている地域のうち、コロンボ市 8 区、10 区及び 14 区の一部（住宅団地）及びガンパハ県 Wattala 及び Peliyagoda の一部（Grama Niladhari Division）を隔離地域指定から解除、その他の地域の隔離地域指定は継続。
- コロンボ市 6 区の一部、ガンパハ県、カルタラ県の一部を新たに隔離地域に指定。
今次の政府発表：https://www.dgi.gov.lk/images/2020.12.14/526_-_English-page-001.jpg
- 引き続きスリランカ当局が発表する最新情報の収集、定期的な手洗い・手指の消毒を行うとともに、外出時などにはマスクを着用し、ソーシャル・ディスタンシング（社会的距離）を保つなどの感染症対策に努めてください。

【本文】

1

（1）スリランカ当局は、本 14 日午前 5 時より、以下の地域を隔離地域指定から解除しました。

- ア：コロンボ県（8 区、10 区及び 14 区内 の一部）
- Grandpass 警察管区内: Sirisanda Sewana 及び Sirimuthu Uyana Housing Scheme
 - Maligawatte 警察管区内: Lakhiru Sewana Railway Flats
 - Borella 警察管区内: Sirisara Uyana
- イ：ガンパハ県
- Wattala 警察管区内: Kerawalapitiya, Hekiththa, Kurunduhena, Evariwatta 及び Welikadamulla Grama Niladhari Divisions
 - Peliyagoda 警察管区内: Pattiya North Grama Niladhari Division

（2）現在隔離地域に指定されている地域は、今回新たに指定された地域を含め以下のとおりです（いずれも新たな通知があるまで有効です）。隔離地域は越境・外出等の移動に際する規制がなされていますので、現場の警察など当局のアナウンスや指示に従い行動してください。

- ア：コロンボ県（コロンボ 2 区、6 区、8 区～10 区、12 ～15 区の一部）
- Modara, Kotahena, Grandpass, Wolfendhal Street, Dam Street, Keselwatta, Maligawatta, Dematagoda 及び Maradana 警察管区
 - Slave Island 警察管区内: Wekanda 及び Hunupitiya Grama Niladhari Divisions
 - Borella 警察管区内: Wanathamulla Grama Niladhari Division
 - Wellampitiya 警察管区内: Salamulla Grama Niladhari Division, Laksanda Sewana Housing Scheme

- ・ Mattakkuliya 警察管区内: South of Ferguson Road
 - ・ Kurunduwatta 警察管区内: 60-Watta
 - ・ Wellawatta 警察管区内: Kokila Road
(以下は 14 日午前 5 時より)
 - ・ Wellawatta 警察管区内: Mayura Place
- イ : ガンバハ県
- ・ Peliyagoda 警察管区内: Peliyagodawatta, Peliyagoda Gangabada 及び Meegahawatta Grama Niladhari Divisions
 - ・ Kiribathgoda 警察管区内: Welegoda North
 - ・ Negombo 警察管区内: MC Housing Scheme(Thaladuwa Grama Niladhari Division)
 - ・ Veyangoda 警察管区内: Nidahas Mawatha(Hiripitiya South Grama Niladhari Division)
(以下は 14 日午前 5 時より)
 - ・ Wattala 警察管区: Naiduwa area (Kerawalapitiya Grama Niladhari Division), Duwe Wattala area (Welikadamulla Grama Niladhari Division)
 - ・ Peliyagoda 警察管区: Rohana Vihara Mawatha (Pattiyamulla Grama Niladhari Division)
 - ・ Kiribathgoda 警察管区: Wedikanda area (Hunupitiya North Grama Niladhari Division)
 - ・ Nittambuwa 警察管区: Warana Temple Road, Kaththota Road 及び Hidra Mawatha を含む地域 (Thihariya North 及び Thihariya East Grama Niladhari Divisions)
- ウ : カルタラ県
- ・ Bulathsinhala Divisional Secretariat Division: Wegangalla East and Wegangalla West Grama Niladari Divisions
 - ・ Marikkaar Street (Kuda Heenitiyangala Grama Niladhari Division)

（3）上記 1 (2) の地域に滞在している方以外も、以下の高危険地域地図（ハイリスクエリアマップ）も参考の上、一定のエリアで集団感染が確認された場合などに、その地域が隔離地域となるケースがあることを念頭に、今後も当局が発表する最新情報の収集に努めてください。

○高危険地域地図（ハイリスクエリア：7 日付保健省発表）

http://www.epid.gov.lk/web/images/pdf/Circulars/Corona_virus/moh_area_map_32.jpg 2

2

（1）当地の在留邦人の皆様及び当地を訪問中の邦人の皆様におかれましては、引き続き、こまめな手洗い・手指の消毒、マスクの着用、ソーシャル・ディスタンシング（社会的距離）の確保、自宅やオフィスでの定期的な換気など、正しい知識に基づいた感染症対策に努めてください。また、規則正しい生活や十分な睡眠をとるなど自己の健康管理に努めるとともに、自己のみならず、他人に感染させないような行動を心がけてください。

（2）なお、スリランカ政府は、検疫及び疾病防止条例にて、公共の場におけるフェイスマスクの着用やソーシャル・ディスタンシングの確保等の新たな規則を追記する官報を発出しています。これら規則や規制に従わなかった場合には、罰金や懲役等の法的措置がとられる場合がありますので、十分に注意をしてください。

○条例の改正内容は、10月15日発表の官報をご参照ください。

http://www.documents.gov.lk/files/egz/2020/10/2197-25_E.pdf

【参考】官邸ホームページ

「新型コロナウィルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策を知っておこう～」

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

【当館新型コロナ関連リンク】

過去の当館からの領事メールや新型コロナウィルス感染症関連情報を確認する場合は、以下のウェブサイトからご利用いただけます。

https://www.lk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000915.html

○問い合わせ先

在スリランカ日本国大使館

電話：(国番号94) 11-269-3831

※「たびレジ」に簡易登録した方でメールの受け取りを希望しない方は、以下のURLから変更・停止の手続きをしてください。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>